

入 札 説 明 書

件名「霧島市消防局横川分遣所外 10 契約で使用する電力の供給」

令和 3 年 10 月

霧島市役所消防局総務課経理係

入札説明書

令和3年10月14日付けで公告（令和3年告示第238号。以下「入札公告」という。）した霧島市消防局横川分遣所外10契約で使用する電力の供給に係る一般競争入札については、入札公告及び関係法令に定めるもののほか、この入札説明書に定めるところによる。

記

1 入札に付する事項

(1) 件名及び数量

霧島市消防局横川分遣所外10契約で使用する電力の供給

予定契約電力 224 kW（各施設合計）

年間予定使用電力量 100,781 kWh（各施設合計）

(2) 供給内容

電力供給仕様書のとおり（以下「仕様書」という。）

(3) 供給期間

令和4年4月1日0時から令和5年3月31日24時まで

（地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条の3の規定に基づく長期継続契約）

(4) 供給場所

仕様書「別紙1」のとおり。

2 入札に参加する者に必要な資格

この入札に参加することができる者は、入札公告の日から入札の日（以下「入札日」という。）までにおいて、次に掲げる事項のいずれにも該当する者とする。

- (1) 電気事業法（昭和39年法律第170号）第2条の2の規定により小売電気事業者の登録を受けている者又は同法第3条第1項の規定により一般送配電事業の許可を受けた者であること。
- (2) 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (3) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団又は同条第6号に規定する暴力団員の統制下にある団体に該当しない者であること。
- (4) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立てがなされていない者（更生手続開始の決定を受けている者を除く。）及び民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てがなされていない者（再生手続開始の決定を受けている者を除く。）であること。
- (5) 国税、都道府県税及び市町村税に滞納がないこと。

- (6) 公告日において、官公庁が発注した電力供給業務を12か月以上継続して履行した、又は履行する予定（契約済み）の者であること。
- (7) 令和3年4月1日から送電することが可能であること。

3 入札及び開札の日時及び場所

(1) 入札方法

郵送による入札

(2) 入札書の到着期限

令和3年11月25日（木）午後5時（必着）

(3) 入札書の送付先

〒899-4332 鹿児島県霧島市国分中央三丁目41番5号

霧島市消防局総務課経理係 宛

(4) 入札書の送付方法

書留郵便または特定記録郵便のいずれかによる。

(5) 入札書等封かん用封筒及び郵送封筒

外封筒及び中封筒の2重封筒とする。入札等書の中封筒に入れ入札者の使用印（使用印鑑届においてあらかじめ使用印として届出がなされた印）で封印し、中封筒には入札参加者名、入札件名、開札日、入札書等在中である旨を記載するものとし、外封筒には、送付先を消防局総務課経理係宛にし、入札件名、開札日、入札書等が在中である旨を記載すること。

(6) 入札書の日付

入札書に記入する日付は、開札日とすること。

(7) 開札日時場所入札及び開札の日時

令和3年11月26日（金）午前10時 消防局2階会議室

4 入札参加申込書等の交付期間、交付場所及び交付方法

(1) 交付期間

令和3年10月14日（木）から同年10月28日（木）までとし、消防局総務課での交付は、午前8時15分から午後5時まで（ただし、土曜日、日曜日及び祝日を除く。）とする。

(2) 交付場所

霧島市役所消防局総務課又は霧島市ホームページ

(3) 交付方法

無料で交付する。

5 入札保証金及び契約保証金に関する事項

(1) 入札保証金

入札に参加しようとする者は、見積もった入札金額の 100 分の 5 以上の金額を「3 入札及び開札の日時及び場所」に記載された日時までに納付しなければならない。ただし、次のいずれかに該当するときは、入札保証金の納付を免除する。

ア 入札に参加しようとする者が、入札保証金以上の金額につき、保険会社との間に本市を被保険者とする入札保証保険契約を締結し、当該入札保証保険契約に係る保険証券を提出したとき。

イ 入札に参加しようとする者が過去 2 か年の間に国（公社及び独立行政法人を含む。）又は地方公共団体とこの入札に付する事項と種類及び規模をおおむね同じくする契約を 2 回以上にわたって締結し、及びこれらを全て誠実に履行し、かつ、その者が契約を締結しないこととなるおそれがないと認められるとき。

(2) 契約保証金

契約の相手方は、契約金額の 100 分の 10 以上の契約保証金を契約締結の際に納付すること。ただし、霧島市契約規則第 37 条の各号のいずれかに該当する場合には契約保証金の納付を免除する。

なお、契約保証金は、契約履行後還付する。

6 最低制限価格の設定の有無

最低制限価格は設定しない。

7 入札参加資格の確認申請及び結果通知

この入札に参加をする者は、次のとおり書類を提出し、上記 2 に掲げる入札参加資格を有することの確認を受けなければならない。

なお、期限までに書類を提出しない者又は入札参加資格がないと認められた者は、この一般競争入札に参加することができない。

(1) 提出書類

ア 一般競争入札参加資格確認申請書兼誓約書（第 1 号様式）（以下「申請書」という。）

イ 誓約書（第 2 号様式）

ウ 経済産業大臣の許可書の写し（一般送配電事業者の場合）又は届出書の写し（小売電気事業者の場合）

エ 履歴事項全部証明書（複写可）

ただし、発行から 3 か月以内のものとする。

オ 印鑑証明書（複写可、拡大複写不可）

ただし、発行から 3 か月以内のものとする。

- カ 納税証明書または滞納がないことの証明書（複写可）
 - (ア) 国税の納税証明書（税務署発行の様式その3の3証明書）
 - (イ) 都道府県税について未納の税額がないことの確認ができるもの
 - (ウ) 市町村税について未納の税額がないことの確認ができるもの
- キ 業務履行実績調書（第3号様式）及びそれを証する書類
- ク 権限を営業所長等に委任する場合には、委任状（第4号様式）
- ケ 印鑑証明書と異なる印影を入札関係の書類に使用する場合は、印鑑使用届（第5号様式）
- コ 資格審査結果通知用封筒（宛先を記載し、切手を貼付したもの。）

(2) 提出期間

令和3年10月14日（木）から同年11月4日（木）までとし、消防局総務課に持参する場合は、午前8時15分から午後5時まで（ただし、土曜日、日曜日及び祝日を除く。）とする。

(3) 提出場所

〒899-4332 霧島市国分中央三丁目41番5号
霧島市役所消防局総務課経理係

(4) 提出方法

持参又は郵送のいずれかによる。ただし、郵送の場合は書留郵便とし、期限までに必着のこと。

(5) 確認結果の通知

申請者には、申請時に提出いただいた封筒により令和3年11月11日（木）までに通知する。

8 入札説明書等に対する質疑応答

入札説明書等に対して質問がある場合は、質問事項を記載した質問書（第6号様式）を次の受付場所に持参、ファックス、又は電子メールのいずれかの方法で提出しなければならない。

ただし、ファックス又は電子メールによる場合は、書面を送付した旨を連絡しなければならない。

(1) 受付場所

7の(3)に同じ

(2) 受付期限

令和3年10月29日（金）午後5時まで

(3) 質疑に対する回答

質疑に対する回答は、本市ホームページ (<http://www.city-kirishima.jp>) において閲覧できるようにする。

9 入札説明会

実施しない。

10 入札書の記載方法等

- (1) 入札書（第7号様式）に記載する金額は、仕様書に記載の予定契約電力及び予定使用電力量に対する年間総価（以下「参考総価比較額」という。）を見積もって記載すること。
- (2) 参考総価比較額には、燃料調整額及び電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法に基づく賦課金は含めないものとする。
- (3) 力率は、仕様書に記載のとおりとして、参考総価比較額に含めるものとする。
- (4) 割引やその他必要な料金がある場合には、参考総価比較額に含めるものとする。
- (5) 落札決定にあたっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときはこれを切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札に参加する者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

11 入札内訳書の提出

- (1) 入札に際して、参考総価比較額の算定基礎となった入札内訳書（第8号様式）を提出すること。
- (2) 入札内訳書には、次の単価及び料金等を記載すること。
 - ア 契約電力1kW当たりの単価（基本料金単価）
 - イ 月毎の使用電力量1kWh当たりの単価（電力量料金単価）
 - ウ アを根拠とし、予定契約電力及び力率調整に基づき算出した料金（基本料金）
 - エ イを根拠とし、予定使用電力量に基づき算出した料金（電力量料金）
 - オ 入札者固有の割引制度がある場合は、固有割引額
 - カ 施設ごとの総料金
 - キ 参考総価比較額（入札書に記載する金額）
- (3) 入札内訳書の記載にあたっては、基本料金、電力量料金（従量料金）、施設ごとの総料金の1円未満の端数は切り捨てる（小数点第3位以下切捨て）ものとする。

12 入札の方法

- (1) 入札に参加する者は、代理人をして入札させるときは、委任状（第9号様式）を提出しなければならない。
- (2) 入札に参加する者は、入札書に必要な事項を記載し、記名押印の上、氏名（法人の

場合はその名称または商号)及び入札件名(霧島市消防局横川分遣所外10契約で使用する電力の供給)を記載した封筒に入れ、入札執行者に提出しなければならない。

- (3) 入札金額の記入は、算用数字を使用しなければならない。
- (4) 入札に際しては、(2)の封筒に11に規定する入札内訳書を同封して提出しなければならない。なお、当該入札内訳書にも入札者の記名押印をしなければならない。
- (5) 入札者は、提出した入札書の書き換え、引替え、又は撤回することができない。
- (6) 入札回数は、1回とする。
- (7) 入札者が、相連合し又は不穩の挙動をする等の場合で、競争入札を公正に執行することができない状態にあると認めるときは、当該入札を延期し、又はこれを中止することがある。

13 入札の無効に関する事項

次のいずれかに該当する入札は無効とする。

- (1) 入札参加資格のない者及び申請書に虚偽の記載をした者のした入札
- (2) 委任状が同封されていない代理人のした入札
- (3) 記名押印のない入札書又は記載事項を判読しがたい入札書による入札
- (4) 2以上の入札書(他の入札参加者の代理人として提出する入札書を含む。)による入札
- (5) 入札金額が加除訂正されている入札書による入札
- (6) 入札金額以外の記載事項について訂正し、訂正事項に訂正印のない入札書による入札
- (7) 記載した文字を容易に消字することのできる筆記用具を用いて記入した入札書による入札
- (8) 入札金額と11に規定する入札内訳書に記載された参考総価比較額とが異なる入札
- (9) 指定された郵便方法以外の方法で入札書を郵送したもの
- (10) 入札書の郵送期限が過ぎて到着したもの
- (11) 郵便による入札に使用する封筒に必要事項の記載が無いことにより、入札者及び入札件名の特定がし難いもの
- (12) 郵便による入札に使用する封筒に記載された件名等と同封された入札書の件名等が異なるもの
- (13) 封筒に封かん及び封印がされていないもの
- (14) その他入札に関する条件に違反したと認められる者のした入札

14 落札者の決定方法

- (1) 霧島市契約規則第11条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で、最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

- (2) 落札となるべき同額の入札をした者が2者以上あるときは、抽選により決定する。ただし、一般入札の事務に関係ない本市職員にくじを引かせ、落札者を決定するものとする。

15 契約書の提出

落札者は、落札決定の日から7日以内（最終日が霧島市の休日を定める条例（平成17年霧島市条例第2号）第1条第1項の規定に定める休日の場合は、その翌日）に契約書の案に記名押印し、提出しなければならない。

提出期限までに契約書の案を提出しないときは、契約の締結をしない旨の申出をしたものとみなす。

なお、契約は単価契約とし、契約単価は落札者が入札書に添付した入札内訳書の単価とする。

16 支払い条件

- (1) 落札者は、毎月末日の24時に計量器に記録された値を読みとり、計量した使用電力量（前月の計量から当月の計量までの使用電力量をいう。）を本市に通知するものとする。
- (2) 本市の検収後、落札者の定める任意の様式による請求書により、電気料金の支払いを本市に請求するものとする。
- (3) 本市は、(2)の請求があったときは、請求を受けた日から30日以内に電気料金を支払うものとする。
- (4) 請求書は、仕様書「別紙1」に記載の需要場所ごとに作成するものとする。

17 その他

- (1) 当該入札又は契約に関して要した費用については、すべて入札参加者及び契約の相手方の負担とする。
- (2) 当該入札に係る契約は、地方自治法第234条の3に規定する長期継続契約であるため、霧島市は、本契約の締結日の属する年度の翌年度以降において、歳入、歳出予算の当該金額の減額又は削除があった場合は、この契約を変更し、又は解除できるものとする。